

KBC映像組合新聞

E-mail: kbceizo uni@r2.dion.ne.jp

緊急事態発生！

組合員数が従業員の過半数に満たないことを理由に、会社から「36協定に関する組合との協議を一時打ち切り、過半数代表者制度を導入する」

との通達がありました。

協定の内容に関しての協議を行わずに調印するのは極めて危険です！

組合が過半数を超えるように組合への加入をお願いします。

詳細は裏面をご覧ください。

労働組合とは、労働者と使用者が対等の立場で話し合えるように、法律で認められている組織です。ですから我々KBC映像労働組合は従業員の代表として会社と交渉を行い、会社が一方的に従業員の労働条件を決定するというようなことがないように、会社と協議を重ねてきました。

本来、協定というものは労働者と使用者で十分な協議を行い、合意に至った時に締結されるものであります。しかし、今回会社は協定を締結するにあたり、KBC映像労組が従業員の過半数で組織されていない事を理由に、労働者の代表を選挙によって決定し、その代表者と協定を締結する「過半数代表制度の採用」についての文書を配布してきました。

確かに、協定の締結においては「労働者の過半数で組織される組合、若しくは労働者の過半数を代表する者」との締結が必要であると労基法にあるので、組合が過半数を割っている現状としては、従業員の代表を選出する選挙は必要なものであるとはいええます。

しかし「過半数代表制度」のもと、協定の内容に関して十分な協議ができるかということ、不可能であると思われます。個人での会社との協議はもちろんのこと、協定の内容に関してはかなり法律等を調べなければ、内容を理解するのが難しいからです。また、「過半数代表制度」のもと会社の都合の良いように協定を締結してしまうと、我々従業員の労働条件はますます悪くなってしまいます。

今回、会社は協定の内容に関しては何も説明のないまま、ただ代表者選考の告知を行いました。以前組合に出された協定案では、変形労働制の採用や、フレックス勤務制度では1週間で40時間を超した場合しか時間外が発生しないような条件が組み込まれていたり、労働者にとって不利益になる条件が盛り込まれています。

よって、本当の意味での労使間の合意を行う上でも、協定締結においては労働組合との協議が必要であると思われます。

しかし、現状では組合への組織率が過半数を割っているため、その協議が行えません。もしこのまま労働組合が過半数を割ったまましていると、我々労働者の「命と健康」そして「我々の生活」を揺るがす大変な事態を引き起こす場合もあります。そのような事態を引き起こさないためにも、KBC映像労組が会社と協議を行えるように、組合の組織率が過半数を超えなければならないときがやってきました。

現在、従業員111名に対し、組合員は37名です。過半数に達する為には、あと19名必要です。組合に加入できるのは、部長代理からアルバイトまでとなっているので、ほとんどの従業員が対象となっています。

5年後・10年後に安心して働く職場環境を作るためにも、まだ組合に加入されていない方は是非組合に加入して下さい！入会の受付はKBCビル6階、編集室横の組合書記局で行います。また、36協定についての質問なども受け付けますのでお気軽にお越し下さい。

みんな組合に加入して過半数組合を目指しましょう！！！！！！！！！！

【 今後のスケジュール 】

1月24日(木)

1月26日(土)・27日(日)

2月 2日(土)・ 3日(日)

KBC労組・KBC映像労組合同執行委員会

第106回民放労連臨時大会(in東京)

第3回地連委員会(in福岡)

安定した雇用を勝ち取ることが会社を守ることにつながる